

久留米市資金管理及び運用基準

(趣旨)

第1条 地方自治体の自己責任原則に基づく資金の安全かつ効率的な管理運用を行なうため、資金管理及び運用基準を定める。

(資金の種類)

第2条 この基準において資金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

(歳計現金の管理及び運用)

第3条 歳計現金は、支払いのための準備金であることから、各部局等の資金計画に基づき、資金の需給について把握する。

2 支払資金の状況により、一時的な資金余裕が生じた場合は、適当な単位の金額を定期預金等として運用する。

3 前項の運用にかかる金額と期間は、資金の状況により、会計管理者が決定する。

(預金先の選定)

第4条 歳計現金の預金先は、金融機関の経営状況、利率、格付機関による格付け、市の借入金の状況等を総合的に判断して会計管理者が決定する。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の運用)

第6条 各種基金の資金は、収入支出計画に基づき、定期預金等又は債券により運用を行なう。

2 各会計への一時繰替運用を行なう予定のない資金は、積極的にこれを運用する。

3 債券運用を行なう場合は、久留米市債券運用指針による

(一時借入金の管理)

第7条 一時借入金にかかる資金は、歳計現金として管理する。

(基準の見直し)

第8条 この基準は、経済・金融状況、法制度、並びに財政や金融政策などの情勢に適応させるため、状況に応じ見直し、改訂を行なう。

附則

この基準は平成14年11月1日から適用する。

附則

この基準は平成19年 7月1日から適用する。